

居宅サービスセンター グループホームいこい運営規定

(指定認知症対応型共同生活介護)

(事業の目的及び運営の方針)

第1条

医療法人太田脳神経外科医院が開設する指定認知症対応型共同生活介護事業所(以下「事業所」という)が行う指定認知症対応型共同生活介護の事業(以下「事業」という)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたる従業員(以下「従業員」という)が要介護者(以下「利用者」という)であつて認知症状態にあるもの(当該認知症に伴つて著しい精神症状を呈する者及び当該認知症に伴つて著しい行動異常がある者並びにその者の認知症原因となる疾患が急性の状態にある者を除く)において、自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流の下で食事、入浴、排泄の介護その他日常生活の世話及び日常生活の中での機能訓練を行う事により安心と尊厳のある生活を利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営む事ができるよう支援することを目的とする。

2

事業所の従業員は、利用者の心身機能の回復又は維持を図り、日常生活上の自立を支援するサービスの提供を行う。事業の実施に当つては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとし、「ゆったり、楽しく、一緒に」を理念とし、利用者は勿論スタッフもいこいの時間を過ごせるように努めることを運営の方針とする

3

要支援2のものには、介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行う。

指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業は、その認知症である利用者が共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(事業所の名称等)

第2条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

1. 名称 医療法人 太田脳神経外科医院 居宅サービスセンター グループホームいこい
2. 所在地 福岡県糸島市浦志2丁目21番2号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第3条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

管理者 2名

管理者は、従業員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を行う。

介護従事者 入居者3人に対し1人以上

介護従事者は、認知症状態にある利用者の心身の状況に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることができるようすることを念頭に、利用者の精神的な安定、行動障害の減少及び認知症の進行緩和が図られるように介護サービスの提供並びに支援を行う。

計画作成担当者 2名(うち1名は介護支援専門員)

計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従事者及び家族と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を作成する。

看護師 1名

入居者の健康状態の管理等

(利用定員)

第4条 指定認知症対応型共同生活介護の利用定員は2ユニット(18名)とする。

(指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第5条 指定認知症対応型共同生活介護で提供するサービスの内容は、次のとおりとする
日常生活上のお世話(食事、排泄、入浴(清拭)、着替え)を介助、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談・援助等を行います。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業のサービスを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準額によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、次の各号の合計額とする。

① 指定認知症対応型共同生活介護費の提供(食事の提供を除く)について厚生労働大臣が定めた額の1割、2割及び3割

- (1) 医療連携体制加算の算定
- (2) 介護職員処遇改善加算の算定
- (3) 初期加算の算定

3 前項のほか、次の各号に掲げる費用の額を利用者から徴収する

- ① 居室の提供に要する費用
- ② 食事の提供に要する費用
- ③ 理美容代

④ 前各号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用

* 短期利用共同生活介護費の算定

空いている居室を使って、1ユニット1名の利用があった場合に算定(30日を限度)

4 前項の費用の支払いを受けるためには、事前に利用者またはその家族に対して説明したうえで、支払いに同意する旨の同意を文書で受けることとする

(入居に当たっての留意事項)

第6条 サービス提供に当たっては、あらかじめ利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得るものとする

(非常災害対策)

第7条 非常災害時に適切に対応するため、非常災害対策に関する具体的な計画を定めるとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知しておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う

各階にスプリンクラーを設置し、火災が起きた際には、より早く初期消火を行うことができ避難誘導が迅速に行えるようにしている

(その他運営に関する留意事項)

第8条 従業者の資質の向上を図るために研修の機会を設けるものとし業務体制を整備する

- ・継続研修 1年 1回
- ・従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族に関する秘密を保持する
- ・従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族に関する秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする
- ・事業者は身体拘束その他利用者の行動を制限しません。ただし利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。その場合も速やかな解除に努めるとともに、理由を利用者本人に説明し、理由及び一連の経過を利用者代理人に報告します。
- ・感染症や災害が発生した場合でも必要な介護サービスが継続できるよう業務継続計画を策定し必要な研修及び訓練を実施し必要に応じて計画の変更を行う。
- ・虐待の発生又は再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施し担当者を定める

この規定は、令和6年 4月 1日から施行する

